


# は～い こちら 滝川地方消費者センターです

## 甘い誘い…マルチ商法にご用心!!


商品やサービスを契約して、次は自分が買い手を探し、次々に販売組織に加入させ、ピラミッド式に拡大させていく商法を**マルチ商法**と言います。実際は、販売組織の会員となっても販売効果を上げられず、借金が残って被害者となってしまうケースがあります。自らが勧誘・販売することで加害者となって被害を拡大させてしまう場合もあり、非常にトラブルになりやすい取引形態です。

友人や親類との関係が壊れてしまうケースも少なくありません。

友人に良いバイトがあると誘われた。会員になって健康食品を知り合いに売っただけで簡単に儲けられると言われクレジット払いで契約したが…




勧誘時の話とは違いまったく儲からない。残ったのは商品の在庫と借金だけ…



叔母の誘いで化粧品サロンの無料体験に行った。人を紹介すれば紹介料で元が取れると言われ高額な化粧品と美容器具を購入したが…



友人を誘おうとしたが断られ、その後は友人から距離を置かれるようになってしまった。他に紹介する人も見つからず、使いきれないほどの化粧品が残ってしまった…



マルチ商法は、ピラミッドの上層部にいる者は莫大な利益を得ますが、下層にいけばいくほど利益を得るのが難しいシステムといえます。仕組みが複雑であり厳しい規制が定められています。

- ① 身近な人からの勧誘でも毅然と断る
- ② 安易に甘い言葉を信じて契約しない
- ③ 事業者への投資の勧誘を安易に信じない
- ④ 身近な人の様子に不審な点があれば相談に乗る
- ⑤ 困ったら早めに消費者センターにご相談を

マルチ商法で契約した場合、契約書面を受け取った日を含めて20日以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフは必ず書面で通知する必要があります。詳しくは消費者センターへお問い合わせください。

## 滝川地方消費者センター

〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号(市役所 3階)

電話:0125-23-4778 FAX:0125-24-0154

受付時間:月曜日～金曜日 9時～16時(祝祭日除く)

